

福岡県公報

平成26年12月19日
第3655号

目次

告示 (第1032号 - 第1042号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4

公告

○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
○福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開	(漁業管理課)	5
○二級建築士の懲戒処分について	(建築指導課)	6
○二級建築士事務所の監督処分について	(建築指導課)	6
○都市計画事業の施行	(公園街路課)	6
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	7
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(子育て支援課)	7

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(子育て支援課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	9
○土地改良区の換地計画の適否決定	(農村森林整備課)	9

公安委員会

○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	9
○技能検定員審査の実施について	(警察本部運転免許試験課)	11

収用委員会

○土地収用法の規定に基づき送達すべき書類の保管	(用地課)	12
-------------------------	-------	----

告示

福岡県告示第1032号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	湯辺田 瀬 高 線	前	八女市立花町谷川938番 1先から 八女市立花町谷川941番 2先まで	15.3 ～ 32.0	130.5
			後	八女市立花町谷川938番 1先から	15.3 ～	130.5

				八女市立花町谷川941番 2先まで	44.7	
--	--	--	--	----------------------	------	--

福岡県告示第1033号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年12月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	湯辺田 瀬高線	八女市立花町谷川938番1先から 八女市立花町谷川941番2先まで

福岡県告示第1034号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	雷山 前原線	前	糸島市有田中央一丁目 854番先から 糸島市有田中央一丁目 841番1先まで	7.8 ～ 13.0	96.6
			後	糸島市有田中央一丁目 854番先から	7.0 ～	96.6

				糸島市有田中央一丁目 841番1先まで	13.0	
--	--	--	--	------------------------	------	--

福岡県告示第1035号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年12月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	雷山 前原線	糸島市有田中央一丁目854番先から 糸島市有田中央一丁目841番1先まで

福岡県告示第1036号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	前原 富士線	前	糸島市飯原1615番1先か ら 糸島市長野1178番1先ま で	10.5 ～ 35.8	1,135.3
			前	糸島市飯原1615番1先か ら	9.0 ～	1,151.2

				糸島市長野1178番1先まで	35.8	
		後		糸島市飯原1615番1先から 糸島市長野1178番1先まで	10.5 ～ 35.8	1,135.3

福岡県告示第1037号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年12月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	前原線 富士線	糸島市長野1341番1先から 糸島市長野1280番先まで

福岡県告示第1038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	久留米市草野町吉木2727番1先から	5.4 ～	17.0

久留米	県道	北川内 草野線		久留米市草野町吉木2727番53先まで	6.0	
			後	久留米市草野町吉木2727番1先から 久留米市草野町吉木2727番53先まで	13.0 ～ 21.0	17.0

福岡県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年12月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	北川内 草野線	久留米市草野町吉木2727番1先から 久留米市草野町吉木2727番53先まで

福岡県告示第1040号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	久留米市草野町吉木2732番1先から	9.1 ～	29.0

久留米	県道	北川内 草野線	久留米市草野町吉木2732番17先まで	10.1	29.0
			久留米市草野町吉木2732番1先から 久留米市草野町吉木2732番17先まで	27.0 ～ 43.0	

福岡県告示第1041号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年12月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	北川内草野線	久留米市草野町吉木2732番1先から 久留米市草野町吉木2732番17先まで

福岡県告示第1042号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	古賀市新久保一丁目403番2先から	5.5 ～	614.0	

福岡	県道	清古 滝賀線	後	古賀市中央二丁目360番2先まで	34.7	614.0	
			後	古賀市新久保一丁目403番2先から 古賀市中央二丁目360番2先まで	8.9 ～ 34.0		
			後	古賀市新久保一丁目403番2先から 古賀市中央二丁目360番2先まで	9.5 ～ 46.0		

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成26年12月2日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ホームプラザナフコ志免店
(2) 所在地 糟屋郡志免町志免三丁目9番20号
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
4,021㎡	5,019㎡

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐車場1 (本館 建物西側)	69台	駐車場1 (本館 建物西側)	61台
駐車場2 (本館 建物北側)	77台	駐車場2 (資材館 建物西北側)	79台
合計	146台	合計	140台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐輪場 (本館 建物西側)	10台	駐輪場 (本館 建物西側)	10台
—	—	駐輪場 (資材館 建物西側)	10台
合計	10台	合計	20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
荷捌き施設 (本館 建物東側)	115.2㎡	荷捌き施設1 (本館 建物東側)	115.2㎡
—	—	荷捌き施設2 (資材館 建物西側)	37.5㎡
合計	115.2㎡	合計	152.7㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	容積	位置	容積

廃棄物保管施設 (本館 建物東側)	30.95㎡	廃棄物保管施設1 (本館 建物東側)	30.95㎡
—	—	廃棄物保管施設2 (資材館 建物北側)	4.16㎡
合計	30.95㎡	合計	35.11㎡

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時間	閉店時間	開店時間	閉店時間
株式会社ナフコ	午前8時00分	午後8時00分	午前7時00分	午後9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前		変更後	
駐車場 (本館 建物東側)	午前7時30分から 午後8時30分	駐車場1, 2 (本館 建物東側、 北側)	午前6時30分から 午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口の数	位置	出入口の数	位置
3	本館 建物南側 本館 建物北側	4	本館 建物南側 本館 建物北側 資材館 建物北側

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第48条第4項又は第50条第3項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

1 不利益処分の根拠となる法令の条項

福岡県漁業調整規則第48条第1項又は第50条第1項

2 聴聞の期日及び場所

平成27年1月9日 午後2時00分

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階

海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に基づき、建築士の業務停止を命じたので、同条第5項の規定により公告する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成26年12月8日

2 処分を受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

氏名	二級建築士 又は木造建築士の別	登録番号
櫻井 将太郎	二級建築士	福岡県知事登録 第28968号

3 処分の内容

平成27年1月1日から建築士免許の業務停止3月

4 処分の原因となった事実

株式会社相互建設産業二級建築士事務所（福岡県知事登録第2-30214号）の管理

建築士である当該建築士は、同事務所の登録期間が平成25年3月20日で満了しているにもかかわらず、更新の登録を受けずに、他人の求めに応じ報酬を得て11件の設計又は工事監理業務を行った。このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づき、建築士事務所の閉鎖を命じたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成26年12月8日

2 処分を受けた建築士事務所の名称等

名称	所在地	開設者の氏名	登録番号等
株式会社相互建設産業二級建築士事務所	直方市大字下境3051-1	石田 秀輝	二級建築士事務所 福岡県知事登録 第2-60289号

3 処分の内容

平成27年1月1日から建築士事務所の閉鎖3月

4 処分の原因となった事実

株式会社相互建設産業二級建築士事務所の管理建築士である櫻井将太郎は、平成26年12月8日に福岡県知事から建築士法第10条第1項の規定により、業務停止3月の懲戒処分を受けた。このことは、同法第26条第2項第4号に該当する。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 都市計画事業の種類及び名称
田川都市計画道路事業3・4・6号中央団地川宮線
田川都市計画道路事業3・4・9号後藤寺東町線
- 2 施行者の名称
福岡県
- 3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県田川県土整備事務所 田川市大字伊田4543番地の1
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
田川市大字奈良及び丸山町地内
 - (2) 使用の部分
なし

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
瀬高町土地改良区 柳川北部土地改良区	平成26年12月5日

公告

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間

平成26年12月10日から平成27年1月9日まで

- 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

公告

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間

平成26年12月10日から平成27年1月9日まで

- 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市大字下白水20番4、22番3、23番2、24番5、25番5及び25番6

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日市大字下白水133番地

山下 公子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

直方市大字永満寺1328番2、1329番2、1330番1、1330番2、1331番1、1331番2、1332番、1347番23、1347番25、1347番74から1347番77まで、1347番80、1347番120から1347番125まで、1347番128、1347番130から1347番135まで、1347番143及び1347番158から1347番165まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

直方市大字永満寺1347番地

医療法人社団 直心会

理事長 西田 直人

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年12月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ありあけ子育て支援センター

(2) 代表者の氏名

倉岡 清児

(3) 主たる事務所の所在地

大牟田市大字今山2252番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子育て世代の親、その子どもたちに対して、地域に根ざした支援及び学童保育、食農環境教育等に関する事業を行い、未来を担う子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年12月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人はーとへるぶ

(2) 代表者の氏名

田中 みはる

(3) 主たる事務所の所在地

大川市大字酒見96番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障がい者等社会的弱者に対して介護、福祉を中心とした支援事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成26年12月1日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人ソシオの杜
 - 代表者の氏名
江頭 裕美
 - 主たる事務所の所在地
久留米市南四丁目10番11号
 - 定款に記載された目的

この法人は、健全な人間成長・人格形成していく人々において、心や身体に悩みを持った方々に対して、ソシオエステティック・美容に関する事業を行い、サービスを行う側とそれを受ける側との両方が内面的・外面的にも向上し、健康かつ精神的に豊かな人生を歩んでいくことを実現していくことに寄与することを目的とする。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
武島土地改良区	平成26年12月9日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区の換地計画を平成26年12月10日付けで適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供す

る。

平成26年12月19日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
福岡市長峰土地改良区	換地計画書の写し (長峰地区)	平成26年12月19日から 平成27年1月27日まで	福岡市早良区 入部出張所

公安委員会

福岡県公安委員会告示第342号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成26年12月19日

福岡県公安委員会

- 検定の種別
交通誘導警備業務2級
- 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成27年3月25日（水）	午前9時00分から 午後6時00分 までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成27年3月26日（木）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 受検定員
各検定15名
- 受検資格
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成27年3月2日（月）から同年3月4日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の

長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限り。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第346号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成26年12月19日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小

型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
平成27年1月20日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会	
平成27年1月21日（水曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで			
平成27年1月26日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	朝倉市一木59番地4 甘木自動車学校	普通 大自二 普自二 普通二種
平成27年1月27日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで			大型・中型 大特・牽引 大型二種 中型二種

4 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）の両面を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許及び中型免許	23,500円
普通免許	19,650円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,500円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,850円

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成27年1月13日（火曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成27年1月13日（火曜日）までの消印のあるものとする。

5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

収用委員会

福岡県収用委員会告示第11号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき次の者に送達すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成27年1月9日をもって当該書類の送達があったものとみなされます。

平成26年12月19日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成25年度福収権第3号事件及び平成25年度福収明第3号事件

2 事業名

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

3 送達を受けるべき者

(1) 後記4(1)の書類

福岡県豊前市大字中村671番2の登記名義人である本永豊

(2) 後記4(2)の書類

福岡県豊前市大字中村671番2の登記名義人である福本健十郎、福本博、福本朝子、福本節子、甲山い、渡邊正子、本永瀧藏、本永豊、青木益雄、本永光雄及び村上勇一

4 送達すべき書類

(1) 福岡県収用委員会が平成26年10月17日に裁決を行った平成25年度福収権第3号事件及び平成25年度福収明第3号事件に係る平成26年10月27日付け権利取得裁決書正本及び明渡裁決書正本

(2) 福岡県収用委員会が平成26年12月5日に更正決定を行った平成25年度福収権第3号事件及び平成25年度福収明第3号事件の裁決に係る平成26年12月15日付け更正決定書正本